

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年7月5日
【会社名】	エヌ・デーソフトウェア株式会社
【英訳名】	ND Software co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 廣志
【本店の所在の場所】	山形県南陽市和田3369番地
【電話番号】	0238(47)3477
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 塚田 登
【最寄りの連絡場所】	山形県南陽市和田3369番地
【電話番号】	0238(47)3477
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長 塚田 登
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 141,670,000円 (注) 募集金額は、発行価額(会社法上の払込金額)の総額 であり、平成25年6月28日(金)現在の株式会社東 京証券取引所における当社普通株式の終値を基準と して算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	135,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数 100株

(注) 1 平成25年7月5日(金)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成25年7月5日(金)開催の取締役会において決議された第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 本募集とは別に、平成25年7月5日(金)開催の取締役会において、当社普通株式1,042,000株の売出し(以下「引受人の買取引受けによる売出し」という。)を行うことを決議しております。また、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	135,000株	141,670,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	135,000株	141,670,000	-

(注) 1 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先として行う第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)であります。

2 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、平成25年6月28日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。なお、本募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

3 第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
割当株数	135,000株
払込金額の総額	141,670,000円
割当てが行われる条件	「1 新規発行株式」（注）3に記載のとおり

（注） 払込金額の総額は、平成25年6月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1	- （注）3	100株	平成25年8月19日（月）	該当事項はありません。	平成25年8月20日（火）

（注）1 発行価格については、平成25年7月16日（火）から平成25年7月18日（木）までの間のいずれかの日に決定される引受人の買取引受けによる売出しの引受価額と同一の金額といたします。

- 2 全株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 本募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価格（会社法上の払込金額）は資本組入れされません。
- 4 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が申込みを行わなかった株式については失権いたします。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ払込むものとします。

（3）【申込取扱場所】

店名	所在地
エヌ・デーソフトウェア株式会社 本店	山形県南陽市和田3369番地

（4）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社きらやか銀行 宮内支店	山形県南陽市宮内2636番地の1

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
141,670,000	530,000	141,140,000

（注）1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額（発行価額の総額）は、平成25年6月28日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限141,140,000円については、平成26年3月期中に、医療・介護情報連携ネットワークシステムの開発費用に、全額充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成25年7月5日（金）開催の取締役会において、本自己株式処分とは別に、当社普通株式1,042,000株の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）を行うことを決議しておりますが、引受人の買取引受けによる売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主から135,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本自己株式処分は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式を三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社に取得させるために行われます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年8月13日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が本件自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件自己株式処分における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件自己株式処分における最終的な処分株式数が安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得した株式数を限度として減少し、又は処分そのものが全く行われぬ場合があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の提出日（平成25年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月5日）までの間において当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年7月5日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、当該有価証券報告書の提出日（平成25年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月5日）までの間において、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成25年4月1日～ 平成25年7月5日 （注）	1,042,084	8,644,884	260,000	1,162,890	260,000	1,120,390

（注）平成25年4月1日から平成25年7月5日までの発行済株式総数の増加は新株予約権行使によるものであります。

3 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第34期事業年度）の提出日（平成25年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成25年7月5日）までの間において、臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

その内容は以下のとおりであります。

平成25年6月26日提出

1 提出理由

平成25年6月25日開催の当社第34期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式については、普通配当15円に記念配当10円を加え、1株につき合計25円とする。（配当総額は185,697,475円）

第2号議案 定款一部変更の件

発行可能株式総数を、3,000万株に変更する。

補欠監査役に関する規定を新設する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、那須修氏を再選する。

第4号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役7名（社外取締役を除く）及び監査役1名（社外監査役を除く）に対し、役員賞与を総額27,600千円（取締役分27,000千円、監査役分600千円）を支給する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

議案	賛成	反対	棄権	賛成率	可決要件	決議結果
第1号議案	50,360個	59個	- 個	99.88%	(注) 1	可決
第2号議案	50,203個	216個	- 個	99.57%	(注) 2	可決
第3号議案	50,353個	66個	- 個	99.87%	(注) 1	可決
第4号議案	50,193個	226個	- 個	99.55%	(注) 1	可決

(注) 1 . 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注) 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

平成25年7月5日提出

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの コーポレート・パリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	10,420個	12.30%

(注) 1 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、平成25年3月31日現在の総株主等の議決権の数74,270個に、平成25年4月1日から平成25年7月5日までの間に新株予約権の行使により発行された当社普通株式に係る議決権の数10,420個を加算して算出した総株主等の議決権の数84,690個を基準に算出し、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2 当社は、当該組合を運営する無限責任組合員パレス・キャピタル株式会社の委任を受けた株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが平成25年7月5日付で関東財務局長へ提出した大量保有報告書の変更報告書に基づき記載しており、当該組合の実質所有株式数及び所有議決権数については確認できておりません。

(3) 当該異動の年月日

平成25年6月28日

(4) その他の事項

当該異動の経緯

平成25年7月5日付で当該組合を運営する無限責任組合員パレス・キャピタル株式会社の委任を受けた株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループより提出された大量保有報告書の変更報告書により、当社は主要株主の異動を確認いたしました。

本臨時報告書提出日現在の当社の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,162,890千円
発行済株式総数 8,644,884株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第34期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月26日 東北財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月21日

エヌ・デーソフトウェア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高原 透 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今江 光彦 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・デーソフトウェア株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヌ・デーソフトウェア株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エヌ・デーソフトウェア株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エヌ・デーソフトウェア株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

エヌ・デーソフトウェア株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 高原 透 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀬戸 卓 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 今江 光彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエヌ・デーソフトウェア株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エヌ・デーソフトウェア株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。